

## ■インドネシア法整備支援第8回本邦研修を実施しました

国際協力部では、独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力し、平成30年10月9日（火）から同月19日（金）までの間、東京において、インドネシア法務人権省法規総局職員等を対象に、インドネシア法整備支援第8回本邦研修を実施しました。

法務人権省法規総局は、日本の内閣法制局に相当し、法律案等の整合性等に関する審査を行っている機関です。現在、インドネシアでは、同省法規総局職員をメンバーとするワーキンググループを立ち上げ、日本のワークブック法制執務（株式会社ぎょうせい発行）を参考にした法制執務資料の作成を進めています。

そこで、今回の研修は、日本における法制執務を理解してもらうとともに、法制執務資料の作成に関する知見を提供することを目的とし、同省法規総局ウィドド総局長を始め同省法規総局職員、大学研究者、弁護士等合計15名の研修員を日本に招いて実施しました。



【大石眞京都大学名誉教授や研修員と一緒に赤れんが棟を背景に記念撮影】

今回の研修には、大学教授、法務省民事局参事官、内閣法制局第4部長、前記ワークブック法制執務の執筆者の皆様に御協力いただきました。

研修の前半では、主に日本の立法過程、国の法令と条例の関係、法律・省令の作成過程等に関する講義を実施し、法令間の整合性を意識した立法過程について日本の知見を提供しました。

また、インドネシア研修員からは、現在進められている法制執務資料作成に関する進捗状況や、法令の制定に関する2011年法律第12号の改正に関する進捗状況等について最新情報に基づいて発表がなされ、講師の先生方から当該発表に対するコメントがなされました。



【島田弦名古屋大学大学院教授による講義風景】



【大野晃宏法務省民事局参事官による講義風景】



【松尾弘慶応義塾大学大学院法務研究科教授による講義風景】

研修の後半では、横畠裕介内閣法制局長官を表敬訪問し、内閣法制局の役割や審査プロセス等について説明を受けると共に、木村陽一内閣法制局第4部長により、内閣法制局における審査の具体的留意点について講義・意見交換がなされました。

また、前記ワークブック法制執務の執筆者である石木俊治元内閣法制局第4部長による講義では、法制執務資料刊行の経緯から、法制執務資料作成・改訂に当たり考慮した事項、法令間の不整合解消に関連した事項まで、まさに実務に直結する知見が提供されました。



【横島裕介内閣法制局長官表敬訪問の様子】



【木村陽一内閣法制局第4部長による講義風景】



【石木俊治元内閣法制局第4部長による講義風景】

どの研修員も、日本とインドネシアの政治制度（議院内閣制と大統領制）や法文化の違いから生じる相違点を理解した上で、インドネシアにおいても取り入れられる部分が多数あるとして、熱心に発言・質問し、積極的に研修に取り組んでいました。



【修了式後の記念撮影】

研修員からは、「全ての講師は専門性が高く、日本における法制執務に関する事柄を分かりやすく説明してくれた。」「各講義から日本の立法過程とメカニズムについて多くの知識を得ることができ、インドネシアとの比較材料として役立った。」「実務に直結した内容で、情報量の多いプログラムだった。」といった感想が聞かれました。

本研修にご協力いただいた多くの方にこの場を借りて感謝申し上げるとともに、今後も国際協力部の法整備支援にお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。